

外貨建商品の円支払特約の改定について

保険法施行に伴ない、以下の「円支払特約一覧」に記載の各種円支払特約も改定となりましたので、改定後の特約条項をご送付いたします。

円支払特約は、外貨建保険商品の保険金・年金等のお受取り等の際に、保険金・年金等を円貨で受領するために、ご請求の都度、付加いただく特約です。特約の付加にあたって、保険料のお支払いは不要です。

※今般、保険法施行に関するご案内に同封させていただいたため、当該特約の付加対象となる外貨建保険商品にご加入でないお客様にも、ご案内させていただいております。何卒、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

【円支払特約一覧】

円支払特約を付加できる保険商品の名称	特約条項名
一時払新個人年金保険（USドル建） 一時払新個人年金保険（ユーロ建） 一時払新個人年金保険（豪ドル建）	円支払特約（一時払新個人年金保険用）条項 …P1
年金原資保証型一時払新個人年金保険（USドル建）	円支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項 …P2・P3
無配当終身保険（USドル建） 積立利率変動型一時払終身保険（USドル建）	円支払取扱特約条項 …P3・P4
予定利率市場連動型積立個人年金保険（USドル建） 予定利率市場連動型積立個人年金保険（ユーロ建）	円支払特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）条項 …P5
予定利率市場連動型個人年金保険（USドル建）	円支払特約条項 …P6
予定利率市場連動型個人年金保険（ユーロ建）	円支払特約条項（ユーロ建年金用） …P7

①変更箇所

「請求書本社受付日」を「請求書本社到達日」に変更する等、条項上で使用されている用語を保険法施行に伴う約款改定を踏まえて、より適切な表現に変更させていただきました。なお、取扱上の変更はございません。

【例】解約払戻金、死亡給付金等を支払う場合の為替レート（円換算基準日）

現在の規定	改定後の規定
所定の請求書類を会社の本社で受け付けた日の翌営業日における為替レート	会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レート

※年金保険の場合、年金のお支払に際しては、年金支払開始日の為替レートを適用します。

ただし、一時払新個人年金保険および年金原資保証型一時払新個人年金保険については、請求書会社受付日が年金支払開始日の翌日以降となった場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを適用します。（税務取扱上の適用為替レートも同様です。）

②変更時期

一時払については平成22年3月1日、一時払以外については平成22年3月2日が特約付加日となるご契約より、今回ご案内の特約条項を適用いたします。

※ご契約締結時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」に記載の特約条項は適用されませんので、ご注意ください。

以上

一時払新個人年金保険にご加入のお客様へ

市場価格調整率の適用について、以下をご留意願います。

●第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払（年金原資の一括支払）の請求をする場合の支払額は、請求書会社受付日が年金支払開始日の翌月の応当日前日までに限り、年金支払開始時の年金原資額とし、市場価格調整率は適用されません。

※年金支払期間予定利率事前確定特約を付加した場合にはこの取扱をせず、市場価格調整率が適用されます。

※請求書会社受付日が年金支払開始日の翌月の応当日以後の場合の年金一括支払では、市場価格調整率が適用されます。この場合、年金原資の一括支払のお取扱はできませんのでご注意ください。

円支払特約（一時払新個人年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、年金および年金一括支払金を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、第1回年金および死亡給付金の支払の請求ならびに解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求に際して、次の者の申出により締結するものとし

1. 第1回年金の支払請求については年金受取人。ただし、主契約に年金支払期間予定利率事前確定特約が付加されている場合には、第1回年金の支払請求時にこの特約の付加はできません。
2. 解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求については保険契約者（以下、「契約者」といいます。）
3. 死亡給付金の支払請求については死亡給付金受取人

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を付加した主契約において解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなし、その日を解約日とします。この場合、契約者が解約の申出を行なった日の翌営業日の為替レートを用います。いったん解約の申出を行なった場合には、解約の取消はできません。
- ③ 前項の解約後、主約款に定める必要書類の提出を要します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を付加した主契約において死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（年金を支払う場合の取扱）

第5条 この特約を付加した主契約において年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日末における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、日本国債レートを基準として会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項にかかわらず、年金支払の請求の際、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用います。この場合のレートは前項を適用します。

（年金一括支払の取扱）

第6条 この特約を付加した主契約において第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払金を円により支払う場合の取扱は次のとおりとします。

1. 請求書受付日が年金支払開始日以前である場合、主約款第9条第2項に定める金額を、年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
2. 請求書受付日が年金支払開始日の翌日以後の場合、主約款第9条第1項および第2項に定めるところにより計算された金額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日の為替レートを用いて円に換算します。この場合の為替レートは適用日の対顧客電信買値（TTB）を用います。

（契約者価額を払い戻す場合の取扱）

第7条 この特約を付加した主契約において、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき契約者価額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（特約の解約）

第8条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、年金および年金一括支払金を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）で外国通貨に定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、第1回年金および死亡給付金の支払の請求ならびに解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求に際して、次の者の申出により締結するものとし、
1. 第1回年金の支払請求については年金受取人
 2. 解約払戻金および契約者価額の払い戻しの請求については保険契約者（以下、「契約者」といいます。）
 3. 死亡給付金の支払請求については死亡給付金受取人

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金および年金の全額を円により支払い、契約者価額の全額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

- 第3条 この特約を付加した主契約において解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本会社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。
- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなし、その日を解約日とします。この場合、契約者が解約の申出を行なった日の翌営業日の為替レートをを用います。いったん解約の申出を行なった場合には、解約の取消はできません。
 - ③ 前項の解約後、主約款に定める必要書類の提出を要します。
 - ④ 第1項および第2項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

- 第4条 この特約を付加した主契約において死亡給付金を支払う場合には、主契約の死亡給付金受取人から、死亡給付金の全額の円による支払（遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合には、死亡給付金の円による遺族年金の年金基金への充当を含みます。）の申出がある場合の死亡給付金額について、主約款および特約条項の死亡給付金の支払額に関する規定にかかわらず、次の各号のうち、いずれか最も大きい金額とします。
1. 会社が受け付けた死亡給付金の請求に必要な書類（遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合には、遺族年金の年金基金充当に必要な書類を含みます。）が本会社に到達した日の翌営業日における会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により定まる死亡給付金の支払額を円に換算した金額
 2. 次のいずれかの金額
 - (1) 保険料円入金特約（一時払新個人年金保険用）条項の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円による主契約の一時払保険料の金額
 - (2) 主契約の一時払保険料を主約款の通貨により払い込んでいた場合
主契約の一時払保険料を会社が受け取った日における会社所定の為替レートをを用いて、主契約の一時払保険料の金額を円に換算した金額
 - ② 前項第1号または第2号の（2）に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）とします。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
 - ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
 - ④ 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（年金を支払う場合の取扱）

- 第5条 この特約を付加した主契約において年金を支払う場合には、主約款第6条により定める年金原資額を年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算し、日本国債レートを基準として会社の定める方法により年金額を算出します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 - ③ 第1項にかかわらず、年金支払の請求の際、所定の請求書類を会社で受け付けた日（以下、「請求書受付日」といいます。）が年金支払開始日の翌日以後の場合、会社が受け付けた所定の請求書類が本会社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用います。この場合のレートは前項を適用します。

（年金一括支払の取扱）

- 第6条 この特約を付加した主契約において第1回以降の年金支払に代えて年金一括支払金を円により支払う場合の取扱は次のとおりとします。
1. 請求書受付日が年金支払開始日以前である場合、主約款第10条第2項に定める金額を、年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算します。この場合の為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 2. 請求書受付日が年金支払開始日の翌日以後の場合、主約款第10条第1項および第2項に定めるところにより計算された金額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本会社に到達した日の翌営業日の為替レートをを用いて円に換算します。この場合の為替レートは適用日の対顧客電信買値（TTB）を用います。

（契約者価額を払い戻す場合の取扱）

第7条 この特約を付加した主契約において契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき契約者価額を、会社が受け付けた所定の請求書類が本会社に到達した日の翌営業日における為替レートをを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（特約の解約）

第8条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

（遺族年金支払特約を付加した場合の取扱）

第9条 この特約を付加した主契約に、遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）を付加した場合、第4条により定まる死亡給付金の円換算支払額の全部または一部を遺族年金基金へ充当するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払取扱特約条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および特約について、保険金、給付金（以下「保険金等」といいます。）および解約払戻金を支払う際の通貨、責任準備金および保険料を払い戻す際の通貨ならびに保険契約者に対する貸付を行なう際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項で外国通貨にて定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、保険金等および解約払戻金の支払、責任準備金および保険料の払い戻しならびに保険契約者に対する貸付に際して、次の者の申出によりその都度締結するものとします。1. 保険金等の支払については、その保険金受取人または給付金受取人（以下「保険金等受取人」といいます。）

2. 解約払戻金の支払については、保険契約者（以下「契約者」といいます。）
3. 責任準備金および保険料の払い戻しについては、契約者
4. 契約者に対する貸付については、契約者

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款および特約条項にかかわらず、保険金等および解約払戻金を円により支払い、責任準備金および保険料を円により払い戻し、契約者に対する貸付の貸付金を円により支払うものとします。

（保険金等を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を適用し円により保険金等を支払う場合には、主約款および特約条項に定める保険金等を、当該保険金等について会社が支払処理を行なった日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ 保険金等受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の保険金等受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金等受取人の1人に対してした行為は、他の保険金等受取人に対しても効力を生じます。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款および特約条項に定める解約払戻金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し、主約款第21条（保険金額の減額）第2項に定める保険金額の減額による解約払戻金を支払う場合は、本条第1項および第2項を準用します。

（責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱）

第5条 この特約を適用し、責任準備金および保険料を払い戻す場合には、主約款に定める、払い戻すべき責任準備金および保険料を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（契約者に対する貸付の貸付金を支払う場合の取扱）

第6条 この特約を適用し、契約者に対する貸付の貸付金を支払う場合には、主約款に定める貸付金を、会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

（リビング・ニーズ特約の特約保険金を支払う場合の取扱）

第7条 この特約を適用し、リビング・ニーズ特約の特約保険金を支払う場合には、リビング・ニーズ特約条項に定める特約保険金（リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払に伴い払い戻す保険料等を含みます。）を、当該特約保険金について会社が支払処理を行なった日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

(積立利率変動型一時払終身保険 (USドル建)に付加した場合の特則)

第8条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険 (USドル建)に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- 1 この特約の趣旨)中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
2. 第1条 (特約の締結)中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
3. 第2条 (特約の適用)中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
4. 第4条 (解約払戻金を支払う場合の取扱)第3項中「主約款第21条 (保険金額の減額)第2項」とあるのは「主約款第21条 (基本保険金額の減額)第5項」と読み替えます。
5. 第5条 (責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱)見出しおよび第1項中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えます。
6. 解約払戻金として積立金を支払う場合には、第4条 (解約払戻金を支払う場合の取扱)の規定が適用されます。
7. 死亡保険金または高度障害給付金として解約払戻金相当額を支払う場合には、第3条 (保険金等を支払う場合の取扱)が適用されます。
8. 主約款に定める免責事由に該当したことにより、主約款の規定により解約払戻金相当額を支払う場合には、第5条 (責任準備金および保険料を払い戻す場合の取扱)が適用されます。

(無配当終身保険 (USドル建)に生存給付金支払特則が付加されている場合の特則)

第9条 生存給付金支払特則が付加されている無配当終身保険 (USドル建)に、この特約を適用し、円により生存給付金を支払う場合には、生存給付金支払特則に定める生存給付金 (生存給付金と同時に支払われる据え置かれた生存給付金も含まれます。)を、当該特則に定める生存給付金支払日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値 (TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項にかかわらず、次の各号においては、会社が生存給付金受取人から受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日の翌営業日における為替レートを用いて円に換算します。
 1. 生存給付金支払の請求の際、生存給付金受取人から所定の請求書類を会社で受け付けた日が生存給付金支払日以後の場合
 2. 据え置かれた生存給付金のみを生存給付金受取人の申し出により支払う場合
- ④ 第3項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値 (TTB)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値を用いるものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）で外国通貨にて定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第3条 この特約を適用し、円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートをを用いて円に換算します。

②第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約もしくは契約の一部解約の申出を行なった場合には、会社がその申出を受けた日における為替レートをを用いることができるものとします。ただし、減額による解約払戻金請求の場合を除きます。会社が電話による解約もしくは一部解約の申出を受けた場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が、契約の一部解約の申出を行なった時には主契約の一部がそれぞれ解約されたものとみなします。

③前項の規定によって契約者が解約もしくは契約の一部解約の申出を行なった場合においても、解約払戻金の支払については主約款の解約払戻金の規定を適用します。

④第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱）

第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人から所定の請求書類を受け付けた日における為替レートをを用いて円に換算します。

②第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

③第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

④第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（年金を支払う場合の取扱）

第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。

②第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

③この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

（契約者価額を払い戻す場合の取扱）

第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートをを用いて円に換算します。ただし、主約款の規定により、会社の定める年金額をこえる場合に、その年金額に充当した年金原資相当額との差額として契約者価額を払い戻すときには、年金支払開始日における為替レートをを用いて円に換算します。

②第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（特約の解約）

第7条 この特約を年金支払開始時に付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）でUSドルに定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

(特約の適用)

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

(解約払戻金を支払う場合の取扱)

第3条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合には、会社がその申出を受けた日における為替レートを用いることができるものとします。この場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなします。
- ③ 第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）から1円を控除したレート（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱)

第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人からの所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

(年金を支払う場合の取扱)

第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

(契約者価額を払い戻す場合の取扱)

第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。

- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

(特約の解約)

第7条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

円支払特約（ユーロ建年金用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金（一括支払を含みます。以下同じ）を支払う際の通貨ならびに契約者価額を払い戻す際の通貨が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）でユーロに定められている場合に、円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、解約払戻金、災害死亡給付金、死亡給付金および第1回年金の支払の請求ならびに契約者価額の払い戻しの請求に際して、解約払戻金の支払および契約者価額の払い戻しの請求の場合は契約者、災害死亡給付金および死亡給付金の支払の請求の場合は死亡給付金受取人、第1回年金の支払の請求の場合は年金受取人の申出により、締結するものとします。

（特約の適用）

第2条 この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金、死亡給付金、災害死亡給付金および年金を円により支払い、契約者価額を円により払い戻すものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

- 第3条 この特約を適用し円により解約払戻金を支払う場合には、主約款に定める解約払戻金を、会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日における為替レートを用いて円に換算します。
- ② 第1項にかかわらず、会社の定める方法により、契約者が解約の申出を行なった場合には、会社がその申出を受けた日における為替レートを用いることができるものとします。この場合、会社の定める方法により契約者が解約の申出を行なった時に主契約が解約されたものとみなします。
- ③ 前項の規定によって契約者が解約の申出を行なった場合においても、解約払戻金の支払については普通保険約款の解約払戻金の規定を適用します。
- ④ 第1項および第2項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買値（TTB）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合の取扱）

- 第4条 この特約を適用し円により死亡給付金または災害死亡給付金を支払う場合には、主約款に定める死亡給付金または災害死亡給付金を、会社が死亡給付金受取人からの所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ 第1項の死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ④ 第3項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（年金を支払う場合の取扱）

- 第5条 この特約を適用し円により年金を支払う場合には、年金支払開始日の前日における契約者価額を年金支払開始日における為替レートを用いて円に換算し、会社の定める方法により年金額を算出します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。
- ③ この特約を適用し円により年金を支払う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回の年金は年金支払開始日からその日を含み4営業日後までに支払うものとします。

（契約者価額を払い戻す場合の取扱）

- 第6条 この特約を適用し、契約者価額を払い戻す場合には、主約款に定める払い戻すべき契約者価額を会社が所定の請求書類を受け付けた日における為替レートを用いて円に換算します。
- ② 第1項における為替レートには、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信仲値（TTM）を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最終の公示値を用いるものとします。

（特約の解約）

第7条 この特約を付加した場合は、その後この特約を解約することはできません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。